

○鳥取県警察災害派遣隊の編成、運用等について（例規通達）

令和7年6月12日

鳥備二例規第1号・鳥県民例規第2号・鳥会例規第2号・鳥務例規第6号・鳥厚例規第1号・
鳥生企例規第2号・鳥地例規第2号・鳥捜一例規第2号・鳥鑑例規第6号・鳥交企例規第3
号・鳥交指例規第6号

各所属長

対号 平成25年8月29日付け鳥備二例規第4号外共発 鳥取県警察災害派遣隊の編成、
運用等について（例規通達）

警察災害派遣隊の即応部隊及び一般部隊の各隊の編制、運用等については、対号例規通達により実施してきたところであるが、鳥取県警察災害派遣隊の設置及び運営に関する訓令（平成25年鳥取県警察本部訓令第15号）の一部改正に伴い、対号例規通達の全部を改正し、下記のとおり定め、令和7年6月12日から施行することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

第1 定義

この例規通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。

(2) 大規模災害発生時

大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。

(3) 被災地等

被災地又は被災が予想される地域をいう。

(4) 被災地警察

被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

(5) 派遣元警察

被災地警察に即応部隊又は一般部隊を派遣する都道府県警察をいう。

第2 即応部隊の編成、運用等

即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊から構成されるところ、各隊の編成、運用等については次のとおりとする。

(1) 隊員の指定等

(1) 主管課長による隊員候補者の上申

即応部隊各隊の隊員候補者の上申は、即応部隊及び一般部隊の各隊主管課（別表第1）に定める主管課の長（以下「主管課長」という。）が関係所属長と協議を行った上で次のとおり選定し、災害派遣隊員指定上申書（様式第1号。以下「隊員指定上申書」という。）により、警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）を経由して上申するものとする。その際、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を選定するものとする。また、各隊員について、持病の有無等の被災地等における活動に際する健康へのリスクに十分配慮するものとする。

ア 広域緊急援助隊

(ア) 警備部隊

警備第二課長は、原則として、警備部機動隊又は鳥取県警察管区機動隊（以下「管区機動隊」という。）の隊員の中から、別表第2に定める基準に従い、広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員を選定するものとする。

(イ) 交通部隊

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、原則として、交通部交通機動隊又は交通部高速道路交通警察隊の隊員の中から、別表第3に定める基準に従い、広域緊急援助隊（交通部隊）の隊員を選定するものとする。

(ウ) 刑事部隊

刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）は、刑事部上席検視官等の死体取扱業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員の中から、別表第4に定める基準に従い、広域緊急援助隊（刑事部隊）の隊員を選定するものとする。

イ 広域警察航空隊

警備第二課長は、警備部警備第二課航空隊員等の中から、別表第5に定める基準に従い、広域警察航空隊の隊員を選定するものとする。

ウ 緊急災害警備隊

警備第二課長は、管区機動隊の隊員のうち、別表第6に定める基準に従い、広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員として指定された者以外の隊員を緊急災害警備隊の隊員として選定するものとする。

(2) 予備隊員の選定

広域緊急援助隊の各部隊員候補者の上申に当たっては、事後の欠員補充に備えて、別表第2から別表第4までに定める基準に従い、予備隊員を合わせて選定しておくものとする。

(3) 隊員の指定

警察本部長（以下「本部長」という。）は、上申のあった職員が広域緊急援助隊の各隊員としてふさわしい者であると認めるときは、隊員に指定するものとする。

(4) 指定の期間等

隊員の指定期間は、原則として指定した日から当該年度末までとする。ただし、隊員として再指定することを妨げない。

(5) 隊員の指定の解除等

ア 主管課長は、隊員の異動、疾病等により隊員として適さない事由が生じたときは、速やかに後任の隊員を選定し、災害派遣隊員指定解除及び補充指定上申書（様式第2号。以下「隊員指定解除等上申書」という。）により、警備第二課長を経由して上申するものとする。

イ 本部長は、主管課長の上申に基づき指定を解除するとともに、補充指定上申のあった職員が各隊員としてふさわしい者であると認めるときは、隊員に指定するものとする。この場合において、後任の隊員の指定期間は、前任の隊員の残任期間とする。

(2) 編成

即応部隊の各隊の編成は次のとおりとし、各隊の編成に必要な調整を行う警察庁及び中国四国管区警察局の主管課は別表第7のとおりである。

(1) 広域緊急援助隊

上記1(1)アにより選定し、指定した者をもって、別表第2から第4までに定める基準に従い、広域緊急援助隊の警備部隊、交通部隊及び刑事部隊を編成するものとする。

(2) 広域警察航空隊

広域緊急援助隊の各部隊及び緊急災害警備隊の隊員候補者の上申に当たっては、事後の欠員補充に備えて、各隊の定数のおおむね2割程度の予備隊員を合わせて選定しておくものとする。

ア 上記1(1)イにより選定し、指定した者をもって、別表第5に定める基準に従い、広域警察航空隊を編成するものとする。

イ 広域警察航空隊の編成に当たっては、派遣の長期化及び警察用航空機（以下「航空機」という。）の不具合発生に伴う現地整備を考慮し、航空機1機につき操縦士2人及び整備士2人以上の派遣並びに捜索救助等に従事する特務要員の帯同に努めるものとする。

(3) 緊急災害警備隊

上記1(1)ウにより選定し、指定した管区機動隊の隊員をもって、別表第6に定める基準に従い、緊急災害警備隊を編成するものとする。

(3) 活動

(1) 広域緊急援助隊

広域緊急援助隊の各部隊の小隊ごとに次の活動を行う班を置くものとする。また、派遣された部隊の指揮官が、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組み替え運用しても差し支えないものとする。

ア 警備部隊

(ア) 先行情報班

部隊幹部を含めた先行情報班を編成する際は、救出救助班等に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たるとともに、合同調整所等において関係機関と調整を行う。

(イ) 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

(ウ) 隊本部班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整、その他の当該小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

イ 交通部隊

(ア) 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路及び被災地等において活動を行うための道路（以下「緊急交通路等」という。）の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

(イ) 交通対策班

緊急交通路等の応急対策、交通規制とその担保措置及び緊急通行車両の先導等に当たる。

(ウ) 管理班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整、その他の当該小隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

ウ 刑事部隊

(ア) 死体取扱班

被災地における検視、死体調査等に当たる。

(イ) 遺族対応班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部及び一般部隊の被災者支援部隊等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

(2) 広域警察航空隊

被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の搜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。また、広域警察航空隊の拠点における特派機の受入れ調整、航空機の運航統制・調整及び各機の活動状況の集約等の業務支援に当たる。

(3) 緊急災害警備隊

大規模災害発生時の直後において被災地等に派遣され、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者等の搜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動に当たる。

(4) 派遣期間

即応部隊各隊の被災地等における1回の派遣期間（移動日は除く。）は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

イ 交通部隊及び刑事部隊

おおむね1週間をめどとする。

(2) 広域警察航空隊

発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

(3) 緊急災害警備隊

数日間をめどとする。

(5) 自活の原則

即応部隊は、食料・飲料水等の補給等について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。

広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊は現地指揮所及び宿泊所の設営、広域緊急援助隊（交通部隊）については宿泊所の設営についても自ら行うものとする。

広域警察航空隊については、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー、野外係留具等の資機材を携行し、自活に努めるものとする。

(6) 運用

即応部隊の運用については、次のとおりとする。ただし、広域警察航空隊の派遣に係る手続その他の運用に関する事項については、この例規通達のほか、「震度5強以上の地震等が発生した場合における警察用航空機の運用に係る方針について（通達）」（令和5年3月17日付け警察庁丙会発第46号外共発）等によるものとする。

(1) 本県警察が被災地警察となった場合

ア 迅速かつ積極的な援助の要求

大規模災害発生時において直ちに被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災状況等の詳細な把握ができない段階にあっても、援助の要求に関して、警察庁及び中国四国管区警察局に必要な連絡を行い、その調整の下、必要な対応を検討するものとする。

イ 派遣された部隊の運用

被災地警察は、被災地等の被災状況等を勘案して、派遣される部隊の活動地域及び活動拠点を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後からこれを効果的に運用して活動を実施するものとする。

(2) 本県警察が派遣元警察となった場合

ア 部隊派遣の事前措置

主管課長は、大規模災害発生時において直ちに中国四国管区警察局を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の救出救助用装備資機材、交通対策資機材、死体取扱関連資機材、機体カバー、野外係留具等の航空機の資機材及び自活のための装備資機材等を取りそろえるなど派遣の準備を進

めるとともに、当該派遣に関して中国四国管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

イ 隣接県が被災した場合

被災地等が隣接県（兵庫県、島根県、岡山県及び広島県をいう。）であった場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

ウ 被災地への部隊展開

広域緊急援助隊（警備部隊）及び広域緊急援助隊（交通部隊）は、必要な道路交通情報の収集を自ら行いつつ、これを派遣先警察等と共有した上、迅速な部隊展開を行う。

エ 即応部隊の自活

即応部隊は、十分な食料、飲料水等を携行し、原則として自活して活動する。特に、広域緊急援助隊（警備部隊）は、派遣先警察から被災地における先導、宿泊所の手配等の支援を受けることを念頭に置くことなく、テントや寝袋等の自活用装備資機材を携行して活動する。

(7) 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故防止の徹底を図るものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

即応部隊各隊は、他の即応部隊各隊との連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報体制の確保

各隊の広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、取材対応等を含む広報の指揮を行うものとする。また、より効果的な広報対応等を実施するため、必要に応じ即応部隊への警務部広報県民課員等の帯同についても配慮するものとする。

エ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を

念頭に置き、各隊主管課と警務部厚生課（以下「厚生課」という。）が緊密に連携し、健康状態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 救出救助活動

救出救助活動に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

イ 航空安全の確保

(ア) 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形、気象特性等を総合的に判断して適切な燃料管理を行うものとする。

(イ) 現地活動に当たっては、被災地警察等の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底、地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

(8) 平素の措置

(1) 有事即応体制の保持

主管課長は、大規模災害発生時に際して迅速に即応部隊を派遣できるよう、緊急招集連絡網を常に整備するとともに、広域緊急援助隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくものとする。また、即応部隊の展開経路・移手段の検討、関係機関・団体との連携、装備資機材の携行及び自活に必要な物資の確保、航空機の機体整備及び燃料補給、広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等即応部隊の派遣に関して定めた計画を整備し、常に必要な見直しを加えるものとする。

(2) 関係機関、地方自治体等との連携

警備第二課長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、地方支分部局、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

(3) 教養訓練の徹底

主管課長は、関係所属長と連携の上、即応部隊の隊員（予備隊員を含む。）に対し、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。また、関係機関との合同訓練等を実施し、平素から緊

密な連携を図るものとする。

(4) 装備資機材の管理等

主管課長は、即応部隊の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される即応部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を伴って迅速に被災地に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を整理・準備しておくものとする。

第3 一般部隊の編成、運用等

一般部隊は、特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊から構成される所、一般部隊各隊の編成、運用等については次のとおりとする。

(1) 隊員の指定

一般部隊各隊の隊員の指定は、部隊派遣時に主管課長が関係所属長と協議を行った上で次のとおりとする。その際、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意するものとする。また、各隊員について、持病の有無等の被災地における活動に際する健康へのリスクに十分配慮するものとする。

(1) 特別警備部隊

警備第二課長は、部隊の派遣に際し、鳥取県警察第二機動隊等の隊員の中から、特別警備部隊の隊員を指定するものとする。

(2) 特別犯罪抑止部隊

生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）は、生活安全部門、刑事部門その他の部門に属する警察官であって、防犯カメラの設置等に必要な知識及び技能を有する者の中から、別表第8に定める基準に従い、特別犯罪抑止部隊の隊員を指定するものとする。

(3) 被災者支援部隊

警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）及び生活安全企画課長は、警務部門及び生活安全部門を中心とした警察職員の中から、別表第9に定める基準に従い、被災者支援部隊の隊員を指定するものとする。ただし、行方不明者等相談情報の収集及び整理については、生活安全部門の警察官の中から被災者支援部隊の隊員を指定するものとする。

(4) 特別自動車警ら部隊

生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）は、部隊の派遣に際し、生活安

全部門を中心とした警察官の中から、別表第10に定める基準に従い、特別自動車警ら部隊の隊員を指定するものとする。

(5) 特別機動捜査部隊

捜査第一課長は、刑事部門に勤務する警察官の中から、別表第11に定める基準に従い、特別機動捜査部隊の隊員を指定するものとする。

(6) 身元確認支援部隊

刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）は、本活動が行方不明者の死亡を前提とするものであること及びDNA型検査資料等を取り扱うことを踏まえて、部隊の派遣に際し、鑑識専務員を含めた刑事部門を中心とした警察職員の中から、別表第12に定める基準に従い、身元確認支援部隊の隊員を指定するものとする。

(7) 特別交通部隊

交通指導課長は、交通部門に属する警察官の中から、別表第13に定める基準に従い、特別交通部隊の隊員を指定するものとする。

(2) 編成

一般部隊各隊の編成は次のとおりとし、各隊の編成に必要な調整を行う警察庁及び中国四国管区警察局の主管課は別表第7のとおりである。

(1) 特別警備部隊

警備第二課長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁警備局警備運用部警備第三課長が示す基準に従い、上記1(1)で指定した者をもって特別警備部隊を編成するものとする。また、部隊に必要な班の設置については、警察庁の指示によるものとする。

(2) 特別犯罪抑止部隊

生活安全企画課長は、別表第8に定める基準に従い、上記1(2)で指定した者をもって、特別犯罪抑止部隊を編成するものとする。

特別犯罪抑止部隊の基本構成は、防犯カメラの設置等のために使用する車両1台につき隊員2人として編成するものとする。

(3) 被災者支援部隊

広報県民課長及び生活安全企画課長は、別表第9に定める基準に従い、上記1(3)で指定した者をもって、被災者支援部隊を編成するものとする。また、相談対応及び防犯指導に従事する職員の基本構成は、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問のために使用する車両1台につき隊員2人

以上として編成するものとする。

(4) 特別自動車警ら部隊

地域課長は、別表第10に定める基準に従い、上記1(4)で指定した者をもって特別自動車警ら部隊を編成するものとする。また、特別自動車警ら部隊の基本構成は、警ら用無線自動車1台に隊員2人とする。また、必要に応じて、部隊の連絡調整等を担当とする特務班を含めて編成するものとし、指揮官及び隊員を指定するものとする。

(5) 特別機動捜査部隊

捜査第一課長は、別表第11に定める基準に従い、上記1(5)で指定した者をもって特別機動捜査部隊を編成し、被災地等への派遣に際しては、所要の車両及び装備資機材を帯同させるものとする。また、特別機動捜査部隊は、被災地警察の機動捜査隊長又は警察署長の指揮の下、交替制勤務に従事するものとする（被災地等の状況を踏まえて、勤務形態を変更することを妨げるものではない。）。また、部隊の入替えに際しては、交替制勤務に間隙を生じさせない適当な時期を選定して実施するものとする。

(6) 身元確認支援部隊

鑑識課長は、別表第12に定める基準に従い、上記1(6)で指定した者をもって、身元確認支援部隊を編成するものとする。

身元確認支援部隊の派遣先、派遣期間等については、身元不明の遺体数、行方不明者数、被災地警察の要望等を踏まえ、警察庁及び関係管区警察局において必要な調整を行った上で行うものとする。

(7) 特別交通部隊

交通指導課長は、別表第13に定める基準に従い、上記1(7)で指定した者をもって特別交通部隊を編成するものとする。

特別交通部隊の帯同する車両については、中国四国管区警察局を通じて、被災地における活動内容等を事前に確認し、当該活動に応じた選定をするものとする。

(3) 活動

(1) 特別警備部隊

即応部隊に引き続き被災地等に派遣され、被災地等における行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動を行う。

(2) 特別犯罪抑止部隊

被災地における犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置等に係る活動を行う。

(3) 被災者支援部隊

避難所等を訪問しての相談対応及び防犯指導（以下「相談対応等」という。）を行うほか、行方不明者等相談情報の収集・整理を行う。

(4) 特別自動車警ら部隊

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら等の活動を行う。

(5) 特別機動捜査部隊

被災地等において、捜査車両を用いたよう撃捜査、初動捜査等各種捜査活動を行う。

(6) 身元確認支援部隊

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集や、親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取を行う。

(7) 特別交通部隊

被災地における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

(4) 派遣期間

一般部隊各隊の被災地等における1回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

(1) 特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊及び特別自動車警ら部隊

おおむね10日間をめどとする。

(2) 特別機動捜査部隊

おおむね8日間（2交替制勤務の場合、各班3当務）をめどとする。

(3) 身元確認支援部隊

被害の状況を踏まえて必要な期間とする。

(4) 特別交通部隊

おおむね2週間をめどとする。

(5) 運用

(1) 本県警察が被災地警察となった場合

ア 援助要求に向けての事前の連携

被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等に係る情報の収集に当たるとともに、援助の要求に関して、事前に警察庁及び中国四国管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

特に、身元確認支援部隊の活動については、被災地警察における身元確認作業の強化が必要と認められる場合において、行方不明者の死亡がうかがわれるときに、身元確認に資する情報・資料について、その家族等からの一斉集約を図ることを目的とするものであり、その実施時期について慎重な判断を要することから、身元確認作業の進捗状況を詳細に把握した上で部隊派遣に関して、警察庁、中国四国管区警察局に必要な連絡を行うとともに、派遣元警察と積極的に連携を図るものとする。

イ 部隊の運用

被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等を勘案して、派遣される部隊の活動拠点及び活動場所等を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後から部隊の効果的な運用を図るものとする。

部隊の派遣受け入れに際して、あらかじめその活動地域、活動内容、必要とされる人員等を定めた活動計画を作成し、中国四国管区警察局を通じて警察庁に提出するとともに、部隊が被災地に到着した後は、これを効果的に運用して活動計画に定めた対策を実施するものとする。

(2) 本県警察が派遣元警察となった場合

直ちに中国四国管区警察局を通じて被災地等の被害状況、犯罪発生状況に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の資機材等を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して中国四国管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

特に、被災地等が隣接県（兵庫県、島根県、岡山県及び広島県をいう。）であった場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

(6) 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故防止の徹底を図るものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

一般部隊各隊は、他の一般部隊各隊との連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報体制の確保

各隊の広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、取材対応等を含む広報の指揮を行うものとする。

エ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、各隊主管課と厚生課が緊密に連携し、健康状態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 防犯カメラの効果的な設置

防犯カメラは、被災地における犯罪の発生状況、現場のニーズ、防犯上の効果等を考慮した上、設置の可否を判断すること。

設置場所の選定に当たっては、上記の諸事情を考慮の上、避難所のほか、避難により住民の多くが不在となる地域の街頭、被災地域の目抜き通り、商店街等を対象に選定すること。

イ 相談対応等の推進

(ア) 相談対応等を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握にあつては、都道府県、市区町村等と緊密な連携を図るものとする。

(イ) 相談対応等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談対応の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。

ウ 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して、警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

エ 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復・維持するため被災地警察の機動捜査隊（機動捜査を主管する所属をいう。以下同じ。）及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

オ 適切な身元確認支援活動

(ア) 被災地等に派遣された身元確認支援部隊は、被災地警察の鑑識課長の指揮の下、活動を行うものとする。

(イ) 身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、同部隊の活動の趣旨・必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めるものとする。

(ウ) 聴取内容の誤記載、提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違え・紛失は、身元の誤確認や、身元確認が不可能となるなどの重大な問題を惹（じやつ）起すことに直結することから、その保管・管理について万全を期すものとする。

(7) 平素の措置

(1) 関係機関、地方自治体等との連携

警備第二課長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、地方支分部局、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

(2) 教養訓練の徹底

主管課長は、関係所属長と連携の上、一般部隊の隊員及び欠員の補充員並びにこれらの候補者に対し、通信機材の取扱い等、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気の高揚及び練度の向上に努めるものとする。

(3) 装備・資機材の管理

各所属長は、いかなる災害の発生に際しても、一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、車両等の装備資機材を常に良好に整備・管理しておくものとする。

第4 広報

1 警察災害派遣隊の活動状況等に関する広報

警察災害派遣隊各隊は、被災地における活動状況に関する広報が警察活動や被災状況についての正確な情報発信、被災地における犯罪の抑止、被災者の不安解消等に資する重要な任務であることを認識し、活動状況の映像等による記録、広報部門への提供等を積極的に行うものとする。

2 積極的な広報活動

警察災害派遣隊各隊は、被災者の安心感等を醸成するため、被災地警察、派遣元警察等と連携し当該部隊の活動内容等が十分に周知されるよう、被災者その他の関係者のプライ

バシーに配慮しつつ、現場や派遣前後における取材対応、報道機関を含む様々な媒体を通じた情報発信に向けた記録等の広報活動を積極的に行うものとする。また、被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、被災地警察等と連携し、通行止めや迂（う）回（かい）措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況等が十分に周知されるよう、積極的な広報活動に努めるものとする。

第5 支援対策室及び支援対策部隊との連携

警備第二課長は、警察庁緊急災害警備本部、警察庁非常災害警備本部又は警察庁特定災害警備本部が設置された場合には、警察災害派遣隊の宿泊所手配等の受援業務、装備資機材、燃料その他物資の調達等被災地警察に対する支援業務を行う支援対策室及び支援対策部隊と積極的に連携するものとする。

第6 具体的事項

本通達に定めるもののほか、警察災害派遣隊の各隊の編成、運用上の具体的留意事項等については、警察庁の主管課長が別に定めるところによる。

別表第1（第2の1、第3の1関係）

即応部隊及び一般部隊の各隊主管課

1 即応部隊

部隊名	主管課
広域緊急援助隊（警備部隊）	警備部警備第二課
広域緊急援助隊（交通部隊）	交通部交通指導課
広域緊急援助隊（刑事部隊）	刑事部捜査第一課
広域警察航空隊	警備部警備第二課
緊急災害警備隊	警備部警備第二課

2 一般部隊

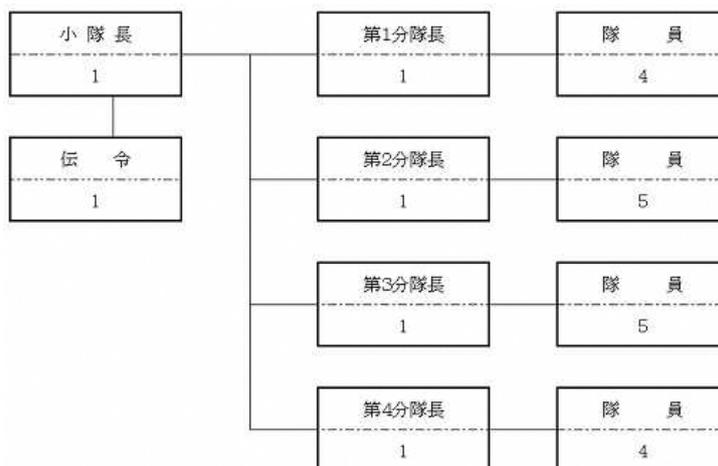
部隊名	主管課
特別警備部隊	警備部警備第二課
特別犯罪抑止部隊	生活安全部生活安全企画課
被災者支援部隊	生活安全部生活安全企画課
特別自動車警ら部隊	生活安全部地域課
特別機動捜査部隊	刑事部捜査第一課

身元確認支援部隊	刑事部鑑識課
特別交通部隊	交通部交通指導課

別表第2（第2の1、第2の2関係）

広域緊急援助隊（警備部隊）編成表

1 部隊編成基準（定数24名）



2 小隊当りに置く班の編成基準

隊本部班	救出救助班・先行情報班	計
2	22	24

3 予備隊員の選定

隊員候補者の上申の際には、1の定数に加えて4名の予備隊員を選定しておくこと。

別表第3（第2の1、第2の2関係）

広域緊急援助隊（交通部隊）編成表

1 部隊編成基準（定数8名）



2 小隊当りに置く班の編成基準

先行情報班	交通対策班	管理班	計
2	4	2	8

3 予備隊員の選定

隊員候補者の上申の際には、1の定数に加えて2名の予備隊員を選定しておくこと。

別表第4（第2の1、第2の2関係）

広域緊急援助隊（刑事部隊）編成表

1 部隊編成基準（定数24名）

隊数	編成		計
	死体取扱班	遺族対応班	
2	20	4	24

2 1隊の編成基準

死体取扱班						遺族対応班	計
隊長	隊長付	記録係	写真係	指紋採取 員	補助員		
1 警視又は 警部	2 警部補	1	1	2	3	2	12

3 予備隊員の選定

隊員候補者の上申の際には、1の定数に加えて4名の予備隊員を選定しておくこと。

別表第5（第2の1、第2の2関係）

広域警察航空隊編成表

1 部隊編成基準（定数4名）

隊数	編成		計
	操縦士	整備士	
1	2	2	4

別表第6（第2の1、第2の2関係）

緊急災害警備隊編成表

1 部隊編成基準（定数24名）

編成			計
警部	警部補	巡査部長及び巡査	
1	2	21	24

別表第7（第2の2、第3の2関係）

即応部隊及び一般部隊の各隊に係る警察庁及び中国四国管区警察局の主管課

1 即応部隊

部隊名	主管課
広域緊急援助隊（警備部隊）	警察庁警備局警備運用部警備第三課

	中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課
広域緊急援助隊（交通部隊）	警察庁交通局交通指導課 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課
広域緊急援助隊（刑事部隊）	警察庁刑事局捜査第一課 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第一課
広域警察航空隊	警察庁長官官房会計課 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部災害対策官
緊急災害警備隊	警察庁警備局警備運用部警備第三課 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課

2 一般部隊

部隊名	主管課
特別警備部隊	警察庁警備局警備運用部警備第三課 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課
特別犯罪抑止部隊	警察庁生活安全局生活安全企画課 警察庁刑事局捜査支援分析管理官 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第一課
被災者支援部隊	警察庁生活安全局生活安全企画課 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第一課
特別自動車警ら部隊	警察庁生活安全局生活安全企画課 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第一課
特別機動捜査部隊	警察庁刑事局捜査第一課 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広

	域調整第一課
身元確認支援部隊	警察庁刑事局犯罪鑑識官 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第一課
特別交通部隊	警察庁交通局交通指導課 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課

別表第8（第3の1、第3の2関係）

特別犯罪抑止部隊編成表

部隊編成基準（定数4名）

車両台数	隊員数
2	4

別表第9（第3の1、第3の2関係）

被災者支援部隊編成表

部隊編成基準（定数6名）

隊数	隊員数
1	6

別表第10（第3の1、第3の2関係）

特別自動車警ら部隊編成表

部隊編成基準（最大定数7名）

車両台数	隊員数・2交替	隊員数・3交替
1	5	7

別表第11（第3の1、第3の2関係）

特別機動捜査部隊編成表

部隊編成基準（最大定数6名）

車両台数	隊員数・2交替	隊員数・3交替
2	4	6

（注） 隊員指定は、定数6名で作成すること。

別表第12（第3の1、第3の2関係）

身元確認支援部隊編成表

部隊編成基準（定数6名）

隊数	隊員数
1	6

別表第13（第3の1、第3の2関係）

特別交通部隊編成表

部隊編成基準（定数7名）

隊数	隊員数
1	7

様式第1号（第2の1(1)関係）

発 第 号
年 月 日

鳥 取 県 警 察 本 部 長 殿

主 管 課 長

災 害 派 遣 隊 員 指 定 上 申 書

部 隊 名 ()

班名	所属	階級	氏名	生年月日	備考

備考 ～ 備考欄には、新任・再任の別等を記載すること。

班名						所属	階級		フリ ガナ			年齢		備考
												歳		
												歳		
												歳		
												歳		
												歳		
												歳		
												歳		
												歳		
												歳		
												歳		
												歳		
												歳		

備考欄には、指定上申、解除の別を記載すること

班名							所属	階級		フリ ガナ			年齢			備考
													歳			
													歳			
													歳			
													歳			
													歳			
													歳			
													歳			
													歳			
													歳			
													歳			
													歳			
													歳			

備考欄には、指定上申、解除の別を記載すること

様式第1号 (第2の1(1)関係)

様式第2号 (第2の1(5)関係)